平成２２年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目39番７号　アメニティきしゃば505号
債務者　永田　光幸
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市山田町415番地５　コンフォートウィルモア101号
債務者　柴田　敏博
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７号
沖縄県国頭郡金武町字金武106番地
債務者　宜野座恵次
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月16日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第８号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊25番地１
債務者　平良　千春
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月16日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第９号
沖縄県名護市大南２丁目３番１－301号　シャレール南
債務者　稲嶺　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月16日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１０号
沖縄県名護市東江３丁目16番８－３号　儀部アパート202号室
債務者　上地　静江
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月16日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２６号
北海道小樽市塩谷１丁目30番22号、前住所札幌市中央区北９条西18丁目２番地11　ＰＲＥＳＥＮＣＥ　Ｎ９　Ｃ棟204号
債務者　福原　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４３号
北海道苫小牧市三光町３丁目３番10号
債務者　筆安　房子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４７号
北海道苫小牧市日新町４丁目４番１－402号
債務者　鎌田恵以子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０号
秋田県鹿角市十和田瀬田石字瀬田石66番地、前住所山梨県笛吹市石和町唐柏732番地１　アベニール・ＹＫＲ１－Ｄ号
債務者　石垣　一裕
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１１号
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字渡ノ羽65番地　渡ノ羽Ａ－５号
債務者　児玉　　修
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１７号
山形県酒田市中野俣字中里37番地、前住所山形県飽海郡平田町大字中野俣字中里37番地
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３５号
福島市笹木野字星段47番地の３
債務者　菅野　伸弥
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
福島市笹谷字横堀18番地
債務者　宍戸　正徳
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
福島市笹谷字横堀18番地
債務者　宍戸寿美枝
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
福島県南相馬市原町区高見町２丁目225番地
債務者　渡邊　恭司
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第５１号
福井市若杉浜１丁目110番地
債務者　大城こと　金　　月子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
福井市光陽２丁目７番５号　アイロイヤル大和203号
債務者　垣内　弘康
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係